登録海技免許講習の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十六年五月十五日　国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　登録海技免許講習実施機関の名称　岩手県立宮古水産高等学校
(二)　代表者の氏名
（変更前）在原　眞
（変更後）熊谷　正樹
(三)　変更年月日　平成二十六年四月一日
二(一)　登録海技免許講習実施機関の名称　大分県立津久見高等学校海洋科学校
(二)　代表者の氏名
（変更前）朝生　能文
（変更後）木戸　孝明
(三)　変更年月日　平成二十六年四月一日
三(一)　登録海技免許講習実施機関の名称　京都府立海洋高等学校
(二)　代表者の氏名
（変更前）塩見　正典
（変更後）矢野　誓作
(三)　変更年月日　平成二十六年四月一日

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する第十七条の五第二号の規定により、公示する。

平成二十六年五月十五日　国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　登録船舶職員養成実施機関の名称　岩手県立宮古水産高等学校
(二)　代表者の氏名
（変更前）在原　眞
（変更後）熊谷　正樹
(三)　変更年月日　平成二十六年四月一日
二(一)　登録船舶職員養成実施機関の名称　大分県立津久見高等学校海洋科学校
(二)　代表者の氏名
（変更前）朝生　能文
（変更後）木戸　孝明
(三)　変更年月日　平成二十六年四月一日
三(一)　登録船舶職員養成実施機関の名称　京都府立海洋高等学校
(二)　代表者の氏名
（変更前）塩見　正典
（変更後）矢野　誓作
(三)　変更年月日　平成二十六年四月一日

登録海技免状更新講習事務の廃止に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十七において準用する第十七条の七の規定により次の登録海技免状更新講習事務の全部を廃止する旨の届出があったので、同法第十七条の十七において準用する第十七条の十五第三号の規定により、公示する。

平成二十六年五月十五日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録海技免状更新講習実施機関の名称　宇城市立九州海技学院
二　登録番号　海更講第四号
三　廃止年月日　平成二十六年三月三十一日

登録海技免状失効再交付講習事務の廃止に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第九条の七の四において準用する第四条の十二の規定により次の登録海技免状失効再交付講習実施機関より登録海技免状失効再交付講習事務の全部を廃止する旨の届出があったので、同規則第九条の七の四において準用する第四条の二十二第三号の規定により、公示する。

平成二十六年五月十五日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録海技免状失効再交付講習実施機関の名称　宇城市立九州海技学院
二　登録番号　海失講第四号
三　廃止年月日　平成二十六年三月三十一日

登録操縦免許証更新講習事務の廃止に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十において準用する第十七条の七の規定により次の登録操縦免許証更新講習実施機関より登録操縦免許証更新講習事務の全部を廃止する旨の届出があったので、同法第二十三条の三十において準用する第十七条の十五第三号の規定により、公示する。

平成二十六年五月十五日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録操縦免許証更新講習実施機関の名称　宇城市立九州海技学院
二　登録番号　操更講第六号
三　廃止年月日　平成二十六年三月三十一日

登録操縦免許証失効再交付講習事務の廃止に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第八十四条の四において準用する第四条の十二の規定により次の登録操縦免許証失効再交付講習実施機関より登録操縦免許証失効再交付講習事務の全部を廃止する旨の届出があったので、同規則第八十四条の四において準用する第四条の二十二第三号の規定により、公示する。

平成二十六年五月十五日　国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の名称　宇城市立九州海技学院
二　登録番号　操失講第六号
三　廃止年月日　平成二十六年三月三十一日

公　告

諸　事　項

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第1項の規定により製造たばこの小売定価を平成26年4月24日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

平成26年5月15日　財務大臣　麻生　太郎

製造たばこの品目			
製造たばこの区分	名称	製品の区分	製造国（地）	小売定価
パイプたばこ	AL FAKHER Shisha Molasses Cherry with Mint	50.0ｇ箱	U.A.E	1,240円